

お知らせ

2019年 9 月 19 日  
九州電力株式会社

玄海原子力発電所 3, 4号機の特定重大事故等対処施設の  
工事計画認可申請書を提出しました  
— 「新たに設置する建屋等」に係る申請 —

当社は、本年4月3日に原子炉設置変更許可を頂きました玄海原子力発電所3, 4号機の特定重大事故等対処施設について、工事計画認可申請の手続きを、「原子炉補助建屋等に設置する設備」、「新たに設置する建屋等」、「新たに設置する設備等」の3つに分割しており、本日、「新たに設置する建屋等」に係る申請書を原子力規制委員会へ提出しました。

分割申請は、特定重大事故等対処施設設置工事を効率的に行うことを目的としており、残りの「新たに設置する設備等」の工事計画認可申請についても、準備が整い次第、申請書を提出いたします。

当社は、今後とも、国の審査に真摯かつ丁寧に対応するとともに、原子力発電所の安全性及び信頼性向上に取り組んでまいります。

(参考)

○玄海原子力発電所3, 4号機の特定重大事故等対処施設に係る申請状況

	玄海3号機	玄海4号機
原子炉補助建屋等に設置する設備	(申請)2019. 5. 16	(申請)2019. 6. 18
新たに設置する建屋等	(申請)2019. 9. 19 (今回)	(申請)2019. 9. 19 (今回)
新たに設置する設備等	申請準備中	申請準備中

以 上